

消防救第 20 号  
平成 29 年 2 月 8 日

各都道府県知事  
各指定都市市長

消防庁長官

### 救急業務実施基準の一部改正について（通知）

このことについて、別紙のとおり救急業務実施基準（昭和 39 年自消甲教発第 6 号。以下「実施基準」という。）の一部を改正したので、下記事項に留意の上、貴都道府県内市町村に対して周知されるようお願いします。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

今回の実施基準の改正は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の一部が改正されることに伴い、准救急隊員に関する救急業務の実施について規定するものであること。

##### 2 改正の内容

- (1) 消防長は、救急救命士の資格を有する救急隊員又は准救急隊員 1 名以上をもって救急隊を編成するよう努めるものとしたこと。（実施基準第 6 条関係）
- (2) 准救急隊員は、救急業務を行う場合は、実施基準第 9 条第 1 項に規定する救急隊員の服装と同等のものを着用するものとしたこと。（実施基準第 9 条第 2 項関係）
- (3) その他所要の改正を行うこととしたこと。

##### 3 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

救急業務実施基準

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 救急隊等（第三条―第九条）

第三章 救急自動車及び航空機（第十条―第十四条）

第四章 救急活動（第十五条―第二十五条）

第五章 医療機関等（第二十六条・第二十七条）

第六章 救急自動車及び航空機の取扱い（第二十八条・第二十九条）

第七章 救急業務計画等（第三十条・第三十一条）

第八章 応急手当の普及啓発（第三十二条）

第九章 都道府県との連絡調整（第三十三条）

第一章 総則

(目的)

第一条 この基準は、市町村の消防機関が行う救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 救急業務とは、消防法（昭和二十二年法律第百八十六号。以下「法」という。）に定める救急業務をいう。

二 救急事故とは、法及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）に定める救急業務の対象である事故及び疾病をいう。

三 救急自動車とは、救急業務を行う自動車をいう。

(救急隊の数)

第三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車による救急隊の数は、原則として次の各号に掲げるものとする。

一 人口十万以下の市町村にあつては、おおむね人口二万ごとに一とする。

二 人口十万を超える市町村にあつては、五に人口十万を超える人口について、おおむね人口五万ごとに一をえた数とする。

(医師等)

第四条 市町村長は、救急業務を行うため医師若しくは看護師を配置し、又は救急自動車若しくは救急業務を行う航空機（以下単に「航空機」という。）に搭乗させるよう努めるものとする。

(救急隊長)

第五条 救急隊員（以下「隊員」という。）のうち一人は、救急隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、上司の命を受け、隊員及び准救急隊員（以下「准隊員」という。）を指揮監督し、救急業務を円滑に行うように努めなければならない。

#### （救急隊の編成）

第六条 消防長は、救急救命士の資格を有する隊員又は准隊員一人以上をもつて救急隊を編成するよう努めるものとする。

#### （交替要員の確保）

第七条 消防長は、救急事故が特に多い地域においては、隊員及び准隊員の適正な労務管理を確保するため、地域の実情に応じて令第四十四条第一項又は第二項の規定による救急自動車に搭乗する隊員及び准隊員の代替要員を確保するよう努めるものとする。

(隊員及び准隊員の訓練)

第八条 消防長は、隊員及び准隊員に対し、救急業務を行うに必要な学術及び技能を習得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。

(隊員及び准隊員の服装)

第九条 隊員は、救急業務を行う場合は、消防吏員服制準則（昭和四十二年消防庁告示第一号）に定める基準に従つた救急帽、救急服及び救急用の靴を着用するものとする。ただし、安全を確保するため必要があるときは、救急帽に代えて保安帽を着用するものとする。

2 准隊員は、救急業務を行う場合は、前項に規定するものと同等のものを着用するものとする。

第三章 救急自動車及び航空機

(救急自動車の要件)

第十条 救急自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定める緊急自動車の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

一 隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。

二 四輪自動車であること。

三 傷病者を収容する部分の大きさは、次のとおりであること。

イ 長さ一・九メートル、幅〇・五メートル以上のベッド一台以上及び担架二台以上を収納し、かつ隊員が業務を行うことができる容積を有するものであること。

ロ 室内の高さは、隊員が業務を行うに支障がないものであること。

四 十分な緩衝装置を有すること。

五 適当な防音、換気及び保温のための装置を有すること。

六 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

2 道路の幅員が前項第一号及び第三号に掲げる構造及び設備を有する救急自動車の通行に十分でない道路

を通行して救急業務を行う必要がある場合は、同項第一号に規定する傷病者の収容人数に関する規定及び同項第三号イの規定を適用しないことができるものとする。

#### (航空機の要件)

第十一條 航空機は、強度、構造及び性能が航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）に定める安全性を確保するための技術上の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

一 隊員二人以上及び傷病者一人以上を収容し、かつ、第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。

二 タービンエンジン二基を有するものであること。

三 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

#### (高規格の救急自動車の配置)

第十二条 消防長は、救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）

第六条第三項に規定する応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する救急自動車を配置するよう努めるものとする。

（救急自動車の標示）

第十三条 救急自動車の側面には、当該市町村の消防本部名又は消防署名若しくは救急隊名を標示するものとする。

（救急自動車及び航空機に備える資器材）

第十四条 救急自動車及び航空機には、応急処置及び通信等に必要な資器材で別表第一に掲げるものを備えるものとする。

2 消防長は、救急自動車及び航空機には、前項に定めるもののほか、応急処置、通信及び救出等に必要な資器材で別表第二に掲げるものを備えるよう努めるものとする。

## 第四章 救急活動

### (救急隊の出動)

第十五条 消防長又は消防署長は、救急事故が発生した旨の通報を受けたとき又は救急事故が発生したことを見つたときは、当該事故の発生場所、傷病者の数及び傷病の程度等を確かめ、直ちに所要の救急隊を出動させなければならない。

### (口頭指導)

第十六条 消防長は、救急要請時に、指令室又は現場出動途上の救急自動車等から、救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、その方法を指導するよう努めるものとする。

### (搬送を拒んだ者の取扱い)

第十七条 隊員及び准隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。

(医師の要請)

第十八条 隊員又は准隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに救急現場に医師を要請し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 傷病者の状態からみて搬送することが生命に危険であると認められる場合
- 二 傷病者の状態からみて搬送可否の判断が困難な場合

(死亡者の取扱い)

第十九条 隊員及び准隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

（関係者の同乗）

第二十条 隊員及び准隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

（災害救助法における救助との関係）

第二十一条 市町村の消防機関が行う救急業務は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用される場合においては、同法の規定に基づく救助に協力する関係において実施するものとする。

（感染症と疑われる者の取扱い）

第二十二条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員、准隊員、救急自動車及び航空機等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、この旨を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、同法

第二十七条に定める消毒を講ずるものとする。

(要保護者等の取扱い)

第二十三条 消防長は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合においては、同法第十九条各項に定める機関に通知するものとする。

(活動の記録)

第二十四条 隊員又は准隊員は、救急活動を行つた場合は、救急活動記録票等に次の各号に掲げる事項並びに活動概要等所要の事項を記録しておくものとする。

- 一 救急事故発生年月日
- 二 覚知時刻
- 三 発生場所
- 四 発生原因

五 傷病者の住所・氏名・年齢・性別

六 傷病の部位・程度

七 傷病者を搬送した医療機関名・医師等

2 隊員又は准隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は押印を受けるとともに、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴取し、救急活動記録票等に記録しておくものとする。

3 隊員又は准隊員は、応急処置等を行うに際し、医師の指示があつた場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を救急活動記録票等に記録しておくものとする。

(家族等への連絡)

第二十五条 隊員又は准隊員は、傷病者の傷病の状況により必要があると認めるときはその者の家族等に対し、傷病の程度又は状況等を連絡するよう努めるものとする。

## 第五章 医療機関等

### (医療機関との連絡)

第二十六条 消防長は、救急業務の実施について医療機関と常に密接な連絡をとるものとする。

- 2 消防長は、前項の規定に基づき知り得た医療機関における空床の状況等の情報については、必要に応じ近接する他の消防本部の消防長と相互に情報を交換するよう努めるものとする。

### (団体等との連絡)

第二十七条 消防長は、当該市町村の区域内で救急に関する事務を行っている団体等と救急業務の実施について情報を交換し、緊密な連絡をとるものとする。

## 第六章 救急自動車及び航空機の取扱い

(消毒)

第二十八条 消防長は、次の各号に定めるところにより、救急自動車、航空機及び積載品等の消毒を行うものとする。

一 定期消毒 月一回

二 使用後消毒 毎使用後

2 前項の規定による消毒を効果的に行うため、署所（消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二条第三号に規定する署所をいう。）及び航空機基地には、ホルマリンガス消毒器、エチレンオキサイドガス滅菌器等の消毒用資器材を備えるものとする。

(消毒の標示)

第二十九条 消防長は、前条第一項第一号による消毒をしたときは、消毒実施年月日、消毒方法、消毒薬品名及び施行者名等を消毒実施表に記入し、救急自動車又は航空機の見やすい場所に標示しておくものとする。

## 第七章 救急業務計画等

### （救急業務計画）

第三十条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

2 消防長は、毎年一回以上前項に定める計画に基づく訓練を行うものとする。

### （救急調査）

第三十一条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該市町村の区域について、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

- 一 地勢及び交通の状況
- 二 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造

三 医療機関等の位置及びその他必要な事項

四 その他消防長が必要と認める事項

## 第八章 応急手当の普及啓発

(住民に対する普及啓発)

第三十二条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。

## 第九章 都道府県との連絡調整

(都道府県との連絡調整)

第三十三条 都道府県が保有する航空機により市町村が救急業務を実施する場合は、当該市町村は救急業務の円滑な遂行のため都道府県と必要な調整を図るものとする。

別表第一

呼吸 循環 管理 用資器材	觀察用資器材								分類
	酸素吸	喉道引	吸確保	氣體心	聽診溫電	體溫	心電	檢査	
入頭器	入頭器	一資器	一資器	式鏡	式計	式計	式計	式計	品名

感染 防止・ 消毒用 資器材	保温 ・搬送 用資器材					創傷等保護用資器材					
	保	バ	担	ス	雨	創	固	マ	手	自	自
消毒 防止用 資器材 材	温	ツ	ク	ー	お	傷	定	ギ	動	動	動
用	用	ク	ス	ト	お	保	用	丨	式	式	式
資	用	ボ	レ	チ	お	護	用	ル	人	体	人
器	毛	ー	ツ	チ	ヤ	資	資	鉗	工	外	工
材	布	ド	架	ー	い	器	器	子	呼	吸	呼
材									吸	除	吸
									器	細	器
									動	動	一

通信用資器材

無線装置

中

電

置

その他の中の資器材

冷却材	分用資器	ビン	はさみ	トト	救急	懐中電筒
分娩器		ン	セ	リ	ア	バ
			さ		ジ	ジタ
						ツ
						ツ
						ツ
						ツ

備考

1 気道確保用資器材は、経鼻エアーウェイ及び経口エアーウェイを含む気道確保に必要な資器材をいう。

2 吸引器一式は、吸引用カテーテルを含む口腔内等の吸引に必要な資器材をいう。

3 酸素吸入器一式は、酸素ボンベ、酸素吸入用鼻カニユーレ及び酸素吸入用マスクを含む酸素吸入に必

要な資器材をいう。

4 自動式人工呼吸器一式は、換気回数及び換気量が設定できるものとし、手動式人工呼吸器及び酸素吸入器に含まれる資器材と重複するものは共用できるものとする。

5 自動体外式除細動器は、救急救命士が使用するものについては、心電図波形の確認及び解析時期の選択が可能なものが望ましく、地域メディカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。

6 手動式人工呼吸器一式は、人工呼吸用のフェイスマスクを含む手動による人工呼吸に必要な資器材をいう。

7 固定用資器材は、副子及び頸椎固定補助器具を含む全身又は負傷部位の固定に必要な資器材をいう。

8 創傷保護用資器材は、三角巾、包帯及びガーゼを含む創傷被覆に必要な資器材をいう。

9 感染防止用資器材は、ディスポーザブル手袋、ディスポーザブルマスク、ゴーグル、N-95マスク及び感染防止衣を含む感染防止に必要な資器材をいう。

10 消毒用資器材は、各種消毒薬及び各種消毒器を含む消毒に必要な資器材をいう。

11 分娩用資器材は、臍帶クリップを含む分娩に必要な資器材をいう。

冷却用資器材は、ディスポーザブル瞬間冷却材等とする。

別表第一

通 信 用 資 器 材	呼 吸 ・ 循 環 管 理 用 資 器 材	觀 察 用 資 器 材	分 類						
情 報 通 信 電 端 末 話	携 帶 通 信 電 端 末 話	ビ デ オ 才 硬 性 行 為 挿 管 用 資 喉 頭 鏡 材	特 定 才 硬 性 行 為 挿 管 用 資 喉 頭 鏡 材	心 肺 蘇 生 ク 用 背 板	シ ヨ ツ ク マ ツ バ ン ジ ツ	自 動 式 心 心 マ ツ サ レ ジ ツ	呼 氣 二 酸 化 炭 素 サ レ ジ ツ 器	血 糖 值 測 定 器	品 名

備考	その他の資器材	救出用資器材	心電図伝送等送受信機器
その他の必要と認められる資器材	リシング力ツタ	洗在宅療法継続用資器材	汚物能命命浮
	器材	入	斧環綱

1 自動式心マッサージ器は、地域の実情に応じて備えるものとする。

2 特定行為用資器材は、救急救命士法施行規則（平成三年八月十四日厚生省令第四十四号）第二十一条に定める救急救命処置に必要な資器材とし、地域メディカルコントロール協議会の助言等に応じて備え

るものとする。

3 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡は、チューブ誘導機能を有するものとし、地域メディカルコントロール協議会の助言等に応じて備えるものとする。

4 情報通信端末は、傷病者情報の共有や緊急度判定の支援等、救急業務の円滑化に資するための機能を有する資器材とし、地域の実情に応じて備えるものとする。

5 心電図伝送等送受信機器は、地域の実情に応じて備えるものとする。

6 在宅療法継続用資器材は、医療機関に搬送するまでの間において、在宅療法を継続するために必要な資器材とし、地域の実情に応じて備えるものとする。

救急業務実施基準の一部改正新旧対照表

○救急業務実施基準（昭和三十九年自消甲教第六号）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
救急業務実施基準	救急業務実施基準	救急業務実施基準
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 救急隊等（第三条～第九条）	第二章 救急隊等（第三条～第九条）	第二章 救急隊等（第三条～第九条）
第三章 救急自動車及び航空機（第十条～第十四条）	第三章 救急自動車及び航空機（第十条～第十四条）	第三章 救急自動車及び航空機（第十条～第十四条）
第四章 救急活動（第十五条～第二十五条）	第四章 救急活動（第十五条～第二十五条）	第四章 救急活動（第十五条～第二十五条）
第五章 医療機関等（第二十六条～第二十七条）	第五章 医療機関等（第二十六条～第二十七条）	第五章 医療機関等（第二十六条～第二十七条）
第六章 救急自動車及び航空機の取扱い（第二十八条～第二十九条）	第六章 救急自動車及び航空機の取扱い（第二十八条～第二十九条）	第六章 救急自動車及び航空機の取扱い（第二十八条～第二十九条）
第七章 救急業務計画等（第三十条～第三十一条）	第七章 救急業務計画等（第三十条～第三十一条）	第七章 救急業務計画等（第三十条～第三十一条）
第八章 応急手当の普及啓発（第三十二条）	第八章 応急手当の普及啓発（第三十二条）	第八章 応急手当の普及啓発（第三十二条）
第九章 都道府県との連絡調整（第三十三条）	第九章 都道府県との連絡調整（第三十三条）	第九章 都道府県との連絡調整（第三十三条）
（目的）	（目的）	（目的）
第一条 この基準は、市町村の消防機関が行う救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的とす	第一条 この基準は、市町村の消防機関が行う救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的とす	第一条 この基準は、市町村の消防機関が行う救急業務について、必要な事項を定め、救急業務の能率的運営を図ることを目的とす

る。

(用語の意義)

第二条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 救急業務とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）に定める救急業務をいう。

二 救急事故とは、法及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）に定める救急業務の対象である事故及び疾病をいう。

三 救急自動車とは、救急業務を行う自動車をいう。

第二章 救急隊等

(救急隊の数)

第三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車による救急隊の数は、原則として次の各号に掲げるものとする。

一 人口十万以下の市町村にあっては、おおむね人口二万ごとに一とする。

二 人口十万を超える市町村にあっては、五に人口十万を超える人口について、おおむね人口五万ごとに一を加えた数とする。

る。

(用語の意義)

第二条 この基準における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 救急業務とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）に定める救急業務をいう。

二 救急事故とは、法及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）に定める救急業務の対象である事故及び疾病をいう。

三 救急自動車とは、救急業務を行う自動車をいう。

第二章 救急隊等

(救急隊の数)

第三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車による救急隊の数は、原則として次の各号に掲げるものとする。

一 人口十万以下の市町村にあっては、おおむね人口二万ごとに一とする。

二 人口十万を超える市町村にあっては、五に人口十万を超える人口について、おおむね人口五万ごとに一を加えた数とする。

(医師等)

第四条 市町村長は、救急業務を行うため医師若しくは看護師を配置し、又は救急自動車若しくは救急業務を行う航空機（以下単に「航空機」という。）に搭乗させるよう努めるものとする。

(救急隊長)

第五条 救急隊員（以下「隊員」という。）のうち一人は、救急隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、上司の命を受け、隊員及び准救急隊員（以下「准隊員」という。）を指揮監督し、救急業務を円滑に行うように努めなければならない。

(救急隊の編成)

第六条 消防長は、救急救命士

の資格を

有する隊員又は准隊員一人以上

をもって救急隊

を編成するよう努めるものとする。

(代替要員の確保)

第七条 消防長は、救急事故が特に多い地域においては、隊員及び

(医師等)

第四条 市町村長は、救急業務を行うため医師若しくは看護師を配置し、又は救急自動車若しくは救急業務を行う航空機（以下単に「航空機」という。）に搭乗させるよう努めるものとする。

(救急隊長)

第五条 救急隊員（以下「隊員」という。）のうち一人は、救急隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、上司の命を受け、隊員 を指揮監督し、救急業務を円滑に行うように努めなければならない。

(救急隊の編成)

第六条 消防長は、救急救命士（救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第二項に規定する救急救命士をいう。）の資格を

有する隊員及び救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）第五条第二項に規定する隊員をもって救急隊

を編成するよう努めるものとする。

(代替要員の確保)

第七条 消防長は、救急事故が特に多い地域においては、隊員

准隊員の適正な労務管理を確保するため、地域の実情に応じて令  
第四十四条第一項又は第二項の規定による救急自動車に搭乗する  
隊員及び准隊員の代替要員  
を確保するよう努めるものとする。

(隊員及び准隊員の訓練)

第八条 消防長は、隊員及び准隊員に対し、救急業務を行うに必要な学術及び技能を習得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。

(隊員の訓練)

第八条 消防長は、隊員  
の代替要員（同条第三項各号に掲げる者に限る。）  
を確保するよう努めるものとする。

(隊員及び准隊員の服装)

第九条 隊員は、救急業務を行う場合は、消防吏員服制準則（昭和四十二年消防庁告示第一号）に定める基準に従つた救急帽、救急服及び救急用の靴を着用するものとする。ただし、安全を確保するため必要があるときは、救急帽に代えて保安帽を着用するものとする。

(隊員の服装)

第九条 隊員は、救急業務を行う場合は、消防吏員服制準則（昭和四十二年消防庁告示第一号）に定める基準に従つた救急帽、救急服及び救急用の靴を着用するものとする。ただし、安全を確保するため必要があるときは、救急帽に代えて保安帽を着用するものとする。

- 2) 准隊員は、救急業務を行う場合は、前項に規定するものと同等のものを着用するものとする。

(新設)

(救急自動車の要件)

第十条 救急自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定める緊急自動車の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

一 隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。

二 四輪自動車であること。

三 傷病者を収容する部分の大きさは、次のとおりであること。

イ 長さ一・九メートル、幅〇・五メートル以上のベッド一台以上及び担架二台以上を収納し、かつ、隊員が業務を行うことができる容積を有するものであること。

ロ 室内の高さは、隊員が業務を行うに支障がないものであること。

四 十分な緩衝装置を有するものであること。

五 適当な防音、換気及び保温のための装置を有するものであること。

六 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

2 道路の幅員が前項第一号及び第三号に掲げる構造及び設備を有する救急自動車の通行に十分でない道路を通行して救急業務を行う必要がある場合は、同項第一号に規定する傷病者の収容人数に関する規定及び同項第三号イの規定を適用しないことができるも

(救急自動車の要件)

第十条 救急自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定める緊急自動車の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

一 隊員三人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。

二 四輪自動車であること。

三 傷病者を収容する部分の大きさは、次のとおりであること。

イ 長さ一・九メートル、幅〇・五メートル以上のベッド一台以上及び担架二台以上を収納し、かつ、隊員が業務を行うことができる容積を有するものであること。

ロ 室内の高さは、隊員が業務を行うに支障がないものであること。

四 十分な緩衝装置を有するものであること。

五 適当な防音、換気及び保温のための装置を有するものであること。

六 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

2 道路の幅員が前項第一号及び第三号に掲げる構造及び設備を有する救急自動車の通行に十分でない道路を通行して救急業務を行う必要がある場合は、同項第一号に規定する傷病者の収容人数に関する規定及び同項第三号イの規定を適用しないことができるも

のとする。

(航空機の要件)

第十一条 航空機は、強度、構造及び性能が航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）に定める安全性を確保するための技術上の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- 一 隊員二人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ、第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。
- 二 タービンエンジン二基を有するものであること。
- 三 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

(高規格の救急自動車の配置)

第十二条 消防長は、救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）第六条第三項に規定する応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する救急自動車を配置するよう努めるものとする。

(救急自動車の標示)

第十三条 救急自動車の側面には、当該市町村の消防本部名又は消防署名若しくは救急隊名を標示するものとする。

のとする。

(航空機の要件)

第十一条 航空機は、強度、構造及び性能が航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）に定める安全性を確保するための技術上の基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる構造及び設備を有するものとする。

- 一 隊員二人以上及び傷病者二人以上を収容し、かつ、第十四条第一項に定めるものを積載できる構造のものであること。
- 二 タービンエンジン二基を有するものであること。
- 三 その他救急業務を実施するために必要な構造及び設備を有するものであること。

(高規格の救急自動車の配置)

第十二条 消防長は、救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）第六条第三項に規定する応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する救急自動車を配置するよう努めるものとする。

(救急自動車の標示)

第十三条 救急自動車の側面には、当該市町村の消防本部名又は消防署名若しくは救急隊名を標示するものとする。

(救急自動車及び航空機に備える資器材)

第十四条 救急自動車及び航空機には、応急処置及び通信等に必要な資器材で別表第一に掲げるものを備えるものとする。

2 消防長は、救急自動車及び航空機には、前項に定めるもののほか、応急処置、通信及び救出等に必要な資器材で別表第二に掲げるものを備えるよう努めるものとする。

(救急自動車及び航空機に備える資器材)

第十四条 救急自動車及び航空機には、応急処置及び通信等に必要な資器材で別表第一に掲げるものを備えるものとする。

2 消防長は、救急自動車及び航空機には、前項に定めるもののほか、応急処置、通信及び救出等に必要な資器材で別表第二に掲げるものを備えるよう努めるものとする。

第四章 救急活動

(救急隊の出動)

第十五条 消防長又は消防署長は、救急事故が発生した旨の通報を受けたとき又は救急事故が発生したことを知ったときは、当該事故の発生場所、傷病者の数及び傷病の程度等を確かめ、直ちに所要の救急隊を出動させなければならない。

(救急隊の出動)

第十五条 消防長又は消防署長は、救急事故が発生した旨の通報を受けたとき又は救急事故が発生したことを知ったときは、当該事故の発生場所、傷病者の数及び傷病の程度等を確かめ、直ちに所要の救急隊を出動させなければならない。

(口頭指導)

第十六条 消防長は、救急要請時に、指令室又は現場出動途上の救急自動車等から、救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、その方法を指導するよう努めるものとする。

(口頭指導)

第十六条 消防長は、救急要請時に、指令室又は現場出動途上の救急自動車等から、救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、その方法を指導するよう努めるものとする。

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第十七条 隊員及び准隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。

(医師の要請)

第十八条 隊員又は准隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに救急現場に医師を要請し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 傷病者の状態からみて搬送することが生命に危険であると認められる場合
- 二 傷病者の状態からみて搬送可否の判断が困難な場合

(死亡者の取扱い)

第十九条 隊員及び准隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(死亡者の取扱い)

第十九条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(関係者の同乗)

第二十条 隊員及び准隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(関係者の同乗)

第二十条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者の関係者又は警察官が同乗を求めたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(搬送を拒んだ者の取扱い)

第十七条 隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。

(医師の要請)

第十八条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに救急現場に医師を要請し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 傷病者の状態からみて搬送することが生命に危険であると認められる場合
- 二 傷病者の状態からみて搬送可否の判断が困難な場合

(死亡者の取扱い)

第十九条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(死亡者の取扱い)

第十九条 隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

#### (災害救助法における救助との関係)

第二十一条 市町村の消防機関が行う救急業務は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用される場合においては、同法の規定に基づく救助に協力する関係において実施するものとする。

#### (感染症と疑われる者の取扱い)

第二十二条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員、准隊員、救急自動車及び航空機等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、この旨を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、同法第二十七条に定める消毒を講ずるものとする。

#### (要保護者等の取扱い)

第二十三条 消防長は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合においては、同法第十九条各項に定める機関に通知するものとする。

#### (災害救助法における救助との関係)

第二十一条 市町村の消防機関が行う救急業務は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用される場合においては、同法の規定に基づく救助に協力する関係において実施するものとする。

#### (感染症と疑われる者の取扱い)

第二十二条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員、准隊員、救急自動車及び航空機等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、この旨を消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、同法第二十七条に定める消毒を講ずるものとする。

#### (要保護者等の取扱い)

第二十三条 消防長は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合においては、同法第十九条各項に定める機関に通知するものとする。

(活動の記録)

第二十四条 隊員又は准隊員は、救急活動を行つた場合は、救急活動記録票等に次の各号に掲げる事項並びに活動概要等所要の事項を記録しておくものとする。

- 一 救急事故発生年月日
- 二 覚知時刻
- 三 発生場所
- 四 発生原因
- 五 傷病者の住所・氏名・年齢・性別
- 六 傷病の部位・程度
- 七 傷病者を搬送した医療機関名・医師等

2 隊員又は准隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事實を確認する医師の署名又は押印を受けるとともに、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴取し、救急活動記録票等に記録しておくものとする。

3 隊員又は准隊員は、応急処置等を行うに際し、医師の指示があつた場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を救急活動記録票等に記録しておくものとする。

(家族等への連絡)

第二十五条 隊員又は准隊員は、傷病者の傷病の状況により必要が

(活動の記録)

第二十四条 隊員は、救急活動を行つた場合は、救急活動記録票等に次の各号に掲げる事項並びに活動概要等所要の事項を記録しておくものとする。

- 一 救急事故発生年月日
  - 二 覚知時刻
  - 三 発生場所
  - 四 発生原因
  - 五 傷病者の住所・氏名・年齢・性別
  - 六 傷病の部位・程度
  - 七 傷病者を搬送した医療機関名・医師等
- 2 隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事實を確認する医師の署名又は押印を受けるとともに、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴し、救急活動記録票等に記録しておくものとする。
- 3 隊員は、応急処置等を行うに際し、医師の指示があつた場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を救急活動記録票等に記録しておくものとする。

(家族等への連絡)

第二十五条 隊員は、傷病者の傷病の状況により必要が

あると認めるときはその者の家族等に対し、傷病の程度又は状況等を連絡するよう努めるものとする。

## 第五章 医療機関等

### (医療機関との連絡)

第二十六条 消防長は、救急業務の実施について医療機関と常に密接な連絡をとるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき知り得た医療機関における空床の状況等の情報については、必要に応じ、近接する他の消防本部の消防長と相互に情報を交換するよう努めるものとする。

### (団体等との連絡)

第二十七条 消防長は、当該市町村の区域内で救急に関する事務を行っている団体等と救急業務の実施について情報を交換し、緊密な連絡をとるものとする。

## 第五章 医療機関等

### (医療機関との連絡)

第二十六条 消防長は、救急業務の実施について医療機関と常に密接な連絡をとるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき知り得た医療機関における空床の状況等の情報については、必要に応じ、近接する他の消防本部の消防長と相互に情報を交換するよう努めるものとする。

### (団体等との連絡)

第二十七条 消防長は、当該市町村の区域内で救急に関する事務を行っている団体等と救急業務の実施について情報を交換し、緊密な連絡をとるものとする。

## 第六章 救急自動車及び航空機の取扱い

### (消毒)

### (消毒)

## 第六章 救急自動車及び航空機の取扱い

第二十八条 消防長は、次の各号に定めるところにより、救急自動車、航空機及び積載品等の消毒を行うものとする。

一 定期消毒 月一回

二 使用後消毒 每使用後

2 前項の規定による消毒を効果的に行うため、署所（消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二条第三号に規定する署所をいう。）及び航空機基地には、ホルマリンガス消毒器、エチレンオキサイドガス滅菌器等の消毒用資器材を備えるものとする。

第二十八条 消防長は、次の各号に定めるところにより、救急自動車、航空機及び積載品等の消毒を行うものとする。

一 定期消毒 月一回

二 使用後消毒 每使用後

2 前項の規定による消毒を効果的に行うため、署所（消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第二条第三号に規定する署所をいう。）及び航空機基地には、ホルマリンガス消毒器、エチレンオキサイドガス滅菌器等の消毒用資器材を備えるものとする。

（消毒の標示）

第二十九条 消防長は、前条第一項第一号による消毒をしたときは、消毒実施年月日、消毒方法、消毒薬品名及び施行者名等を消毒実施表に記入し、救急自動車又は航空機の見やすい場所に標示しておくものとする。

（消毒の標示）

第二十九条 消防長は、前条第一項第一号による消毒をしたときは、消毒実施年月日、消毒方法、消毒薬品名及び施行者名等を消毒実施表に記入し、救急自動車又は航空機の見やすい場所に標示しておくものとする。

第七章 救急業務計画等

（救急業務計画）

第三十条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

第七章 救急業務計画等

（救急業務計画）

第三十条 消防長は、特殊な救急事故の発生した場合における救急業務の実施についての計画を作成しておくものとする。

2 消防長は、毎年一回以上前項に定める計画に基づく訓練を行うものとする。

(救急調査)

第三十一条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該市町村の区域について、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

- 一 地勢及び交通の状況
- 二 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造
- 三 医療機関等の位置及びその他必要な事項
- 四 その他消防長が必要と認める事項

2 消防長は、毎年一回以上前項に定める計画に基づく訓練を行うものとする。

(救急調査)

第三十一条 消防長は、救急業務の円滑な実施を図るため、当該市町村の区域について、次の各号に定めるところにより調査を行うものとする。

- 一 地勢及び交通の状況
- 二 救急事故が発生するおそれのある対象物の位置及び構造
- 三 医療機関等の位置及びその他必要な事項
- 四 その他消防長が必要と認める事項

第八章 応急手当の普及啓発

(住民に対する普及啓発)

第三十二条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。

第八章 応急手当の普及啓発

(住民に対する普及啓発)

第三十二条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。

第九章 都道府県との連絡調整

第九章 都道府県との連絡調整

(都道府県との連絡調整)

第三十三条 都道府県が保有する航空機により市町村が救急業務を実施する場合は、当該市町村は救急業務の円滑な遂行のため都道府県と必要な調整を図るものとする。

別表第一 (略)

(都道府県との連絡調整)

第三十三条 都道府県が保有する航空機により市町村が救急業務を実施する場合は、当該市町村は救急業務の円滑な遂行のため都道府県と必要な調整を図るものとする。

別表第一 (略)